

これまでの取組

地区	取組開始年度	主な取組状況
三本柳	平成27年度	H27.09.26 水害履歴調査
		H27.10.24 出前講座
		H28.07.30 図上訓練
		H28.10.22 まちあるき
		H29.01.20 水害に対する避難計画の作成に向けたアンケート
		H29.02 まるまち看板の設置（2箇所）
		H29.04.21 避難計画の検討
		H29.06.27 避難計画および避難カードの検討
		H29.11.25 避難訓練、住民WG（水害に強い地域づくり計画、浸水警戒区域の説明）
		H31.03 まるまち看板の設置（2箇所）
		R03.11.19 水害に強い地域づくり計画の更新
		R05.10.29 避難訓練、水害に強い地域づくり計画の更新
		R06.10.26 住民WG（水害に強い地域づくり計画、浸水警戒区域の説明）



平成27年9月 水害履歴調査



平成28年10月 まちあるき



平成29年4月 避難計画の検討

浸水警戒区域指定に係る経緯

～令和5年度	
	■浸水警戒区域（素案）の作成 ■想定水位の設定
令和6年度	
R06.07～08	■現地地盤高を計測し、浸水警戒区域（素案）を見直し
R06.07.29	■浸水警戒区域の役員説明
R06.09.20 09.29 10.03	■「浸水警戒区域の指定」に関する個別説明会（全日程 於 三本柳公民館）
R06.10.26	■水害に強い地域づくり計画（避難計画および浸水警戒区域）に関する住民説明会
R06.12.24	■第8回野洲川地域安全協議会
R07.01（予定）	■浸水警戒区域指定（案）の縦覧
R07.01（予定）	■市長への意見照会
R07.02（予定）	■滋賀県流域治水推進審議会
R07.03（予定）	■浸水警戒区域指定の告示

今回指定を予定している区域



凡 例

■ 浸水警戒区域の指定の区域

→ 河川

取組を進める中で出た主な意見や質問（⇒質問に対する県の回答）

【増改築時の盛土嵩上げ補助について】

● 区域外の隣接する土地に住居があり、区域まで増改築する際に盛土嵩上げ補助がもらえると思っていたが、この場合は対象外となるのか。
⇒ 嵩上げ補助は、新たに浸水深の深い区域へ住むための支援ではなく、今住んでいる方（家）に対して安全に住んでもらうことを目的としているため、既存の家の2階部分が避難スペースになる状況では、支援の対象外となる。

【浸水警戒区域指定の懸念事項について】

● 過年度にも区域指定の話があったが、懸念事項についてしっかり説明してほしい。
⇒ 三本柳地区は指定避難所である小学校は近いが、避難が遅れると里川等の氾濫により避難することができなくなる可能性があり、浸水警戒区域の指定により、最悪、逃げ遅れた場合でも自宅の2階に避難できる状態を作っておくことは重要である。浸水警戒区域に指定されると、この区域で住宅等を建てる際に県が想定される浸水深に対し安全かどうかを審査することとなり、安全な住まい方を将来にわたって維持できる。
⇒ 地価が下がるという意見もあるが、国の法改正等（宅建業法施行規則）により、ハザードマップの情報が重要説明事項となったこともあり、浸水警戒区域指定による地価への影響はそれほど大きいものではないと考えている。



令和6年9、10月 個別説明会



令和6年10月 住民説明会